

ASTRAMLINE

教えて!

くまぴー。

－PASPYご利用案内－

アストラムライン版

◆PASPY公式ホームページ

<http://www.paspy.jp/>

パスピー

検索



タッチするだけ。簡単。便利。ICカード「パスピー」。

Index 目次

1. PASPYについて →P2
パスピーって何だろう?
2. PASPYの特徴 →P3-4
パスピーがあるとこんなに便利です。
3. PASPYの種類 →P5-6
パスピーにはこれだけの種類があります。
4. 購入方法・チャージ(入金) →P7-8
パスピーはどこで売ってるの?チャージって何だろう?
5. 定期券の購入方法 →P9-10
定期券はどうやって買うの?
6. アストラムラインでのご利用方法 →P11-12
アストラムラインでの使い方を説明いたします。
7. 全国相互利用が可能な交通系 ICカードのご利用方法 →P13-14
8. 運賃の計算方法 →P15-16
運賃の計算方法をご説明いたします。
9. 便利な機能 →P17-18
パスピーには残額・履歴の確認など、いろいろな機能があります。
10. 再発行 →P19-20
再発行はどうやってするの?
11. 払い戻し →P21-22
払い戻しはどうやってするの?
12. よくあるご質問 →P23-24
こんなときどうするの?
13. 取扱規則 →P25-30
パスピーの取り決めです。

1. PASPY(パスピー)について

PASPY
GUIDE BOOK

[アストラムライン版]

PASPYは、アストラムラインやこのマークのある広電電車・バスなどでご利用いただける便利なICカードです。



PASPY

パスピーとは **PASS + HAPPY** **SPEEDY**

[PASS=乗車券]

[HAPPY=幸せ]

[SPEEDY=動きが早いさま]

PASPYは、「バス(PASS=乗車券)」と「ハッピー(HAPPY=幸せ)」から成る造語です。速く快適に移動する「スピーディー」という意味も込められています。また、マークのデザインは、PASPYを利用できる事業者をカラフルなブロックに見立てて、交通網間を自由に行き来できる予感と楽しさを表現しています。

PASPY利用可能事業者

- ・広島高速交通(アストラムライン)・広島電鉄・広島バス・広島交通・芸陽バス・備北交通
- ・中国ジェイアールバス・新幹線・中国バス・エイチ・ディー西広島(ボン・バス)
- ・広交観光・第一タクシー・石見交通・宮島松大汽船・JR西日本宮島フェリー
- ・広島観光開発(宮島ロープウェイ)・瀬戸内海汽船・さんようバス・瀬戸内産交
- ・井笠バスカンパニー・なべタクシー・富士交通・野呂山タクシー・朝日交通・東和交通
- ・呉交通・倉橋交通・いわくにバス・君田交通*

*ご利用可能な路線・航路及び取扱内容については、ご利用になる事業者にお問い合わせください。

*第一タクシーは2018(H30)年3月21日より「フォーブル」に社名変更となります。

*君田交通は2018(H30)年4月1日利用開始予定です。

2018.3現在

各事業者のシンボルカラーに沿ってご用意しています。



【広島電鉄】



【広島交通】



【広島高速交通】



【新幹線】



【広島バス】



【中国ジェイアールバス】



【中国バス】



2. PASPY(パスピー)の特徴

1 ご利用はタッチするだけ。とても簡単

定期入れなどに入れたまま、PASPYを駅の改札機にタッチするだけでご利用いただけます。



(※詳しくは11ページをご覧ください。)

2 のりこしも、改札機の自動精算でスムーズに

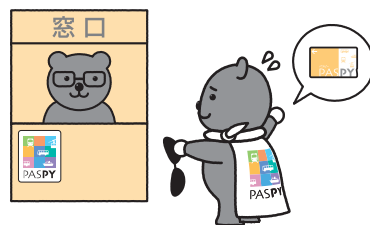
チャージ(入金)してあれば、定期券の乗り越し運賃も、改札機にタッチするだけで自動的に精算できます。のりこし精算機で精算する必要はありません。



(※詳しくは16ページをご覧ください。)

3 なくしても安心の再発行

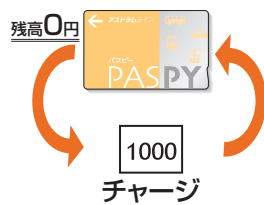
万が一紛失しても再発行できるので安心です。もよりのPASPY取扱窓口にお申し出ください。※記名式PASPYに限ります。



(※詳しくは19、20ページをご覧ください。)

4 繰り返し使えて、環境にもやさしい

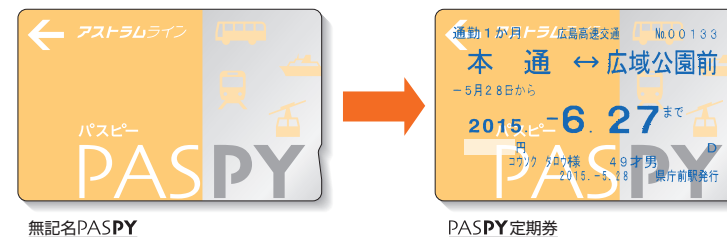
チャージ(入金)や定期券を継続購入することで、1枚のカードを繰り返し使えます。



(※詳しくは8ページをご覧ください。)

5 定期券もPASPYに

PASPYに定期券機能を追加して「PASPY定期券」に変更したり、「PASPY定期券」の定期券期間を更新したりすることができます。



(※詳しくは9、10ページをご覧ください。)

PASPYご利用上の注意点とお願い

■入場時、出場時とも確実にタッチしてください。

体の前でしっかりタッチしないと、機器の読み取りができない場合がありますのでご注意ください。

■2枚以上の同時利用はできません。

2枚以上のICカードは、同時に読み取りができません。1枚のみをタッチしてください。他のICカードや金属などと一緒にタッチすると正しく読み取れないことがあります。

■記名式PASPY・PASPY定期券の申込書は正確にご記入ください。

お客様のお名前や生年月日等に誤りがあると再発行や払い戻しができない場合があります。

■万一不正に使用された場合

PASPYを無効として回収し、所定の運賃・増運賃をいただきます。この場合、カード内残額、デポジットは返金いたしません。

■PASPYにシールを貼ったり、マジック等で直接文字を書かないでください。

カードにシール等が貼ってあると機器詰まりの原因になります。また、無記名カードを記名式カードに変更する場合、表面にマジック等で文字を書いていると印字ができなくなります。

3. PASPY(パスピー)の種類

PASPYには5種類のカードがあります。

PASPYにはどなたでもご利用できる「無記名PASPY」と、お申し込みいただいたご本人のみがご利用できる「記名式PASPY」があります。また、「PASPY 定期券」もありますので、ご利用方法にあわせてお選びください。



無記名PASPY



ご購入されたお客様以外に、どなたでもご利用できるカードです。

カードをタッチすると、自動的に普通運賃を引き去ります。

- ※こども用はありません。
- ※紛失時の再発行はできません。
- ※窓口でお客様の情報を登録していただくことにより、記名PASPY・PASPY定期券に変更が可能です。
- ※割引PASPYへの変更はできません。

PASPY定期券



お申し込みいただいたご本人が定期券としてご利用できるカードです。

チャージ(入金)しておけば、定期券区間外を乗車した場合や他社路線に乗車した場合でもカードをタッチすると自動的に運賃を引き去ります。定期券を払い戻すと記名PASPY・こどもPASPY・割引PASPYになります。無記名PASPYにはできません。

記名式PASPY



記名PASPY

お申し込みいただいたご本人のみがご利用できるカードです。

カードをタッチすると、自動的に普通運賃を引き去ります。お申し込みの際に、お客様のお名前、生年月日、性別、電話番号の登録が必要です。

こどもPASPY

小学生までのお客様がご利用できるカードです。

カードをタッチすると、自動的に小児運賃を引き去ります。12歳の誕生日経過後の3月末までご利用いただけます。記名PASPYと同様、お客様の情報を登録いたしますので、保険証等の公的証明書の提示をお願いいたします。

※期限経過後はご利用できなくなります。

記名PASPYに変更いたしますので取扱窓口へお越しください。

※当社が特に認める場合を除き、同一使用者に対し2枚以上のPASPYは発売いたしません。

※有効期限内ではこどもから大人への変更はできません。

割引PASPY

療育手帳、身体障害者手帳、保健福祉手帳をお持ちのお客様がご利用できるカードです。

カードをタッチすると、自動的に普通運賃の半額を引き去ります。有効期限は、発売日から2年間です。期限が切れましたらご利用できなくなりますので、事前に取扱窓口へお越しください。

記名PASPYと同様、お客様の情報を登録いたしますので、ご購入時に手帳の提示をお願いいたします。

※こども用もございます。(アストラムラインをご利用の場合は小児運賃を引き去ります。)有効期限はこどもPASPYに準じます。

※手帳を携帯し、係員の請求があったときは、提示をお願いいたします。

※当社が特に認める場合を除き、同一使用者に対し2枚以上のPASPYは発売いたしません。

※介護が必要なお客様には、介護者用の割引PASPYを発行します。発行条件等詳しくは、駅係員にお問い合わせください。



※こども用の割引PASPYは「小トク」と印字されます。



4. 購入方法・チャージ(入金)

PASPYは各駅の下記の場所でご購入いただけます。

窓口でのご購入

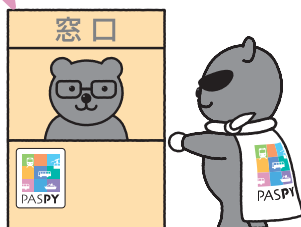
記名PASPY、こどもPASPY、割引PASPYについては申込用紙に必要事項をご記入ください。新規にPASPYを発行する際には個人情報を登録させていただき、デポジット(預かり金)として500円を申し受けます。

デポジットとは…

PASPYを発売する際、お客様からお預かりする金額(500円)のことをいいます。PASPYは購入後繰り返し利用できる環境にやさしいカードです。使い捨てを防止するために、初回購入時にデポジットをお預かりしています。このデポジットは、払い戻しによりカードをご返却いただいた際に返します。なお、デポジットは運賃としてのご利用はできません。※一部デポジットをお返できない場合があります。

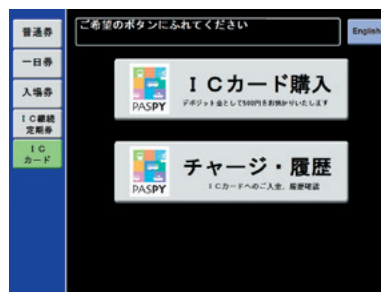
はい。それでは、こちらの申込書にご記入をお願いします。

記名PASPYをください。



自動券売機でのご購入

自動券売機では無記名PASPYのみご購入いただけます。発売金額は1枚2,000、3,000、4,000、5,000、10,000円です。(デポジット500円を含みます。)



①画面左の「ICカード」をタッチし、「ICカード購入」をタッチしてください。



②ご希望の金額をタッチし、現金をお入れください。

PASPYはチャージ(入金)してカード内の残額を積み増すことにより繰り返しご利用いただけます。

PASPYは各駅の自動券売機、のりこし精算機、窓口でチャージしていただけます。金額は1,000円単位で、カード内には最大20,000円までチャージできます。

ICOCAを除く全国相互利用が可能な交通系ICカードは、アストラムラインではチャージが出来ません。(※詳しくは14ページをご覧ください。)

自動券売機でのチャージ方法

チャージ金額は1,000、2,000、3,000、4,000、5,000、10,000円の中からお選びください。



①画面左の「ICカード」をタッチし、PASPYを挿入し「チャージ・履歴」をタッチしてください。



②ご希望のチャージ金額をタッチし、現金をお入れください。

のりこし精算機でのチャージ方法

チャージ金額は1,000、2,000、3,000、4,000、5,000、10,000円の中からお選びください。(残額不足の場合は11ページをご覧ください。)



①PASPYを挿入してください。



②ご希望のチャージ金額をタッチし、現金をお入れください。

5. 定期券の購入方法

お持ちのPASPYに定期部分を追加してご購入いただけます。
また、PASPY定期券にチャージ(入金)をしておけば、定期券
区間外や広電電車・バスなどにもスムーズに乗車できます。

定期券の新規購入の場合

通用開始日の14日前から、県庁前駅、新白島駅、大町駅、広域公園前駅の窓口でご購入いただけます。PASPY定期申込書をご記入ください。

ご使用中のPASPYに定期券機能を付加する場合は、必ずお手持ちのPASPYをご持参ください。新規にPASPYを発行する際にはデポジット(預かり金)として500円を申し受けます。

はい。それでは、
こちらの申込書に
ご記入をお願いします。



PASPY定期券
をください。

定期券の継続購入の場合

通用開始日の14日前から、全駅の自動券売機と、県庁前駅、新白島駅、大町駅、広域公園前駅の窓口でご購入いただけます。

自動券売機でご購入の場合はPASPY定期申込書にご記入いただく必要はありません。
(駅の窓口でご購入の場合は、PASPY定期申込書をご記入ください。)

PASPY定期券のお取り扱いについて

■アストラムラインの定期券はアストラムライン発行のPASPYにしか追加
できません。

■学生定期券の購入と利用について

新規購入、または新年度の初回購入時は定期券発行窓口でのみご購入いただけます。また、定期券発行窓口では、登校日数に合わせた学期定期券も発売
していますので駅係員におたずねください。

なお、ご購入の際は学校長の証明、もしくは有効な学生証の提示が必要です。

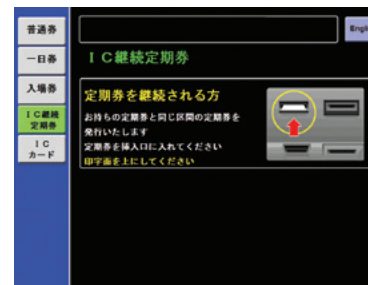
* 学生定期券をご利用の際は、有効な証明書の携帯が必要です。

自動券売機での定期券(継続)の購入方法

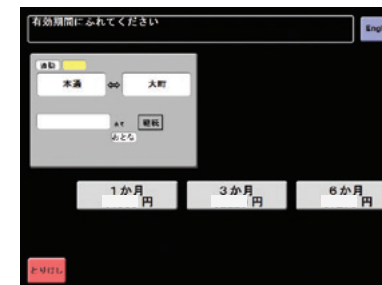
区間、種類が同一の定期券(一部の定期券を除く^{※1})のみご購入いただけます。

申込書にご記入いただく必要はありません。

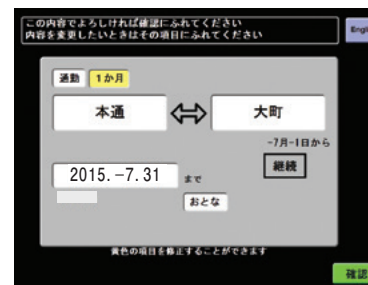
有効期間経過後1年以内であれば、通用開始日の指定ができます。



①画面左の「IC継続定期券」をタッチし、
PASPY定期券を挿入してください。



②ご希望の期間をお選びください。



③内容を確認後、「確認」をタッチして
ください。



④必要な金額をお入れください。
有効期間が更新されます。

※1 自動券売機でご購入いただけない定期券

- ・学生定期券で登校日数などに合わせて、端数日を足す定期券。
- ・学生定期券で新年度になってから初めて購入する定期券。
- ・旧年度から引き続いて購入される学生定期券で有効期間が4月30日を超える定期券。
- ・フィーダーバスとの乗継定期券。
- ・カードの有効期限を超える小児用定期券・障害者割引用定期券・シニア65定期券。
- ・有効期間終了日から1年を経過した定期券。



6. アストラムラインでのご利用方法

PASPYは改札機にタッチするだけでご利用いただけます。

自動改札機でのご利用

改札機を通る際は、「体の前で」しっかりと1秒間タッチしてください。

2枚以上のICカードは同時に読み取りができません。1枚のみをタッチしてください。



タッチするときは…

読取部にしっかりタッチしてください。

○タッチできている
×タッチできていない

出場時に残額不足となった場合

出場駅でカード内残額が不足となった場合は、自動改札機で出場できません。

のりこし精算機でチャージまたは現金精算し、自動改札機をご利用ください。

チャージ・精算方法

のりこし精算機でご希望の方法をお選びいただけます。

※現金精算の場合はPASPY割引・乗継割引は適用されません。

チャージ

1000円単位でチャージできます。

チャージしたPASPYを自動改札機にタッチして出場してください。

現金精算

不足分の現金を投入してください。

出場証が発券されます

出場証を自動改札機に投入して出場してください。

お得な割引サービスについて

自動改札機に直接タッチして利用した場合に限り、割引が適用されます。

PASPY割引

乗車ごとに、運賃に対して最大10%割引いたします。(運賃額の端数は10円単位へ切り上げ)

※計算の結果、割引とならない場合があります。

●270円区間をご利用の場合 $270 - (270 \times 0.1) \div 250$ 円

乗継割引

アストラムラインとフィーダーバス(第一タクシー)をPASPYで1時間以内に乗り継いだ場合、2回目にご利用いただいたアストラムラインまたはフィーダーバスで20円(小児・割引適用者は10円)の割引をいたします。

※第一タクシーは2018(H30)年3月21日より“フォーブル”に社名変更となります。

全国相互利用が可能な交通系ICカードについて

全国相互利用が可能な交通系ICカードでPASPYエリアをご利用可能です。

(※詳しくは13、14ページをご覧ください。)



ご利用方法の注意点とお願い

- 入場時、出場時とも確実にタッチしてください。
体の前でしっかりタッチしないと、機器の読み取りができない場合がありますのでご注意ください。
- おひとり様1枚でご利用ください。
1枚のカードで同時に複数人が自動改札機を通ることはできません。
- PASPYは入場券としてはご利用になれません。
- 全国相互利用が可能な交通系ICカードはPASPY割引・乗継割引が適用されません。
- PASPYで切符購入の場合、PASPY割引・乗継割引は適用されません。

7. 全国相互利用が可能な交通系ICカードのご利用方法

PASPYエリアでは、**全国相互利用が可能な交通系ICカード**が利用できます。

■アストラムラインでご利用可能なサービス



ICOCA

自動改札機・自動券売機・のりこし精算機でご利用可能

カードでのご利用

チャージ

乗越し精算

カード残額の表示

ご利用履歴の確認

きっぷのご購入



Kitaca



PASMO



Suica



manaca (マナカ)



TOICA



PiTaPa



はやかけん



nimoca



SUGOCA

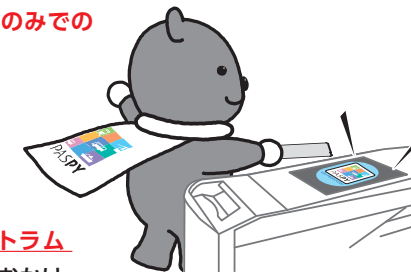
自動改札機のみでご利用可能

カードでのご利用

カード残額の表示

■アストラムラインでのご利用にあたっての注意事項

ICOCAを除く交通系ICカードは**自動改札機のみでのご利用**となります。



□チャージについて

ICOCAを除く交通系ICカードは、**アストラムラインではチャージが出来ません**。ご不便をおかけしますが、JR西日本のICOCAエリア内の駅、駅近隣のコンビニエンスストア等、またはPASPYエリアの広電電車・バスなどでチャージを行ってください。

アストラムラインご利用の際は、カード残額が十分であることを、ご確認のうえご利用いただきますようお願いいたします。

□カード残額が不足する場合の取り扱い

カード残額がご利用区間の運賃額に満たない場合、降車駅において、係員にお申し出ください。

ご利用区間の運賃全額を現金でお支払いいただいた後、入場情報を消去いたします。

また、係員不在の場合は窓口横のインターホンでお知らせください。

お手数をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

※広電電車・バスなどでのご利用については、ご利用になる事業者にお問い合わせください。

アストラムライン
を利用するときは
**カード残額に
気をつけてね!**



8. 運賃の計算方法

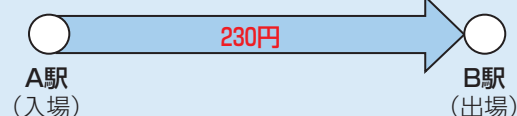
PASPYにチャージしておけば、出場するとき運賃をカード内残額から自動的に引き去ります。

■カード内残額での乗車

PASPYで入場、出場の場合、出場駅の自動改札機でカード内残額から運賃を引き去ります。

●引き去り金額 $230 - (230 \times 0.1) \div 210$ 円

PASPYでA駅からB駅まで乗車した場合



B駅で210円を
減額します。

PASPY定期券ご利用時の注意点とお願い

■定期券の有効期間が過ぎたら……

定期券の有効期間が過ぎますと、ご利用の際、自動的にカード内残額からご利用区間の運賃を引き去ってしまいます。ご注意ください。

■PASPY定期券のカード内残額がなくなった場合

チャージし、PASPYでお支払いいただくか、現金で精算してください。

※現金精算の場合はPASPY割引・乗継割引は適用されません。



■定期券区間外の乗車

PASPY定期券にチャージしておけば、定期券区間を乗り越して出場した場合や定期券区間外の駅から入場して区間内で出場した場合、自動改札機でカード内残額から運賃を引き去ります。

定期券区間内で入場、区間外で出場。または、区間外で入場、区間内で出場の場合、カード内残額から運賃を引き去ります。

●引き去り金額 $230 - (230 \times 0.1) \div 210$ 円

「A駅～B駅」間のPASPY定期券でC駅まで乗り越した場合



C駅で210円を
減額します。

「B駅～C駅」間のPASPY定期券でA駅からC駅まで乗車した場合

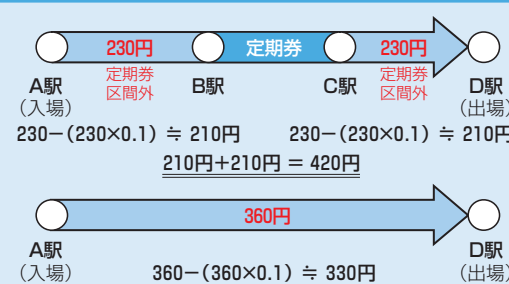


C駅で210円を
減額します。

定期券区間外で入場し、区間外で出場の場合、定期券区間外の合算額と利用区間の通し運賃を比較し、カード内残額から安い方の運賃を引き去ります。

●引き去り金額 $360 - (360 \times 0.1) \div 330$ 円

「B駅～C駅」間のPASPY定期券でA駅からD駅まで乗車した場合



「定期券区間外の合算額(420円)」と、「通し運賃(330円)」を比較し、「安い方の運賃(330円)」を減額します。

9. 便利な機能

PASPYはカード内の残額やご利用された履歴の確認ができたり、お知らせ機能を設定することができます。

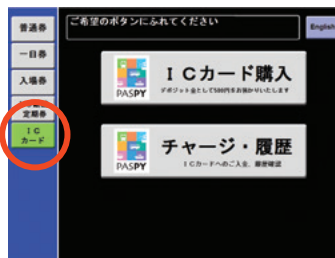
残額・履歴の確認

自動改札機でのご確認

入場及び出場の際、自動改札機にタッチすると残額が表示されます。

自動券売機でのご確認

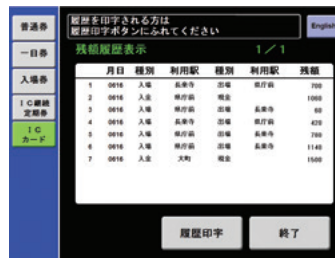
直近最大20件までのご利用履歴をご確認いただけます。



①画面左の「ICカード」をタッチし、「チャージ・履歴」をタッチしてください。



②カードを挿入し、「履歴表示」をタッチしてください。



③ご利用履歴が表示されます。「履歴印字」をタッチすると履歴が印字されます。



便利だね。



窓口でのご確認

係員にお申し付けください。直近最大50件までのご利用履歴をお調べいたします。ただし、ご利用から26週間を超えた履歴の印字および表示はできません。

電子音でのお知らせ機能の設定

カード内の残額が少なくなった場合、ブザー音を変えて出場時にお知らせすることができます。ご希望の方は、駅の窓口にてお申し付けください。

●通常(購入時の設定)

(常に同じブザー音です。)

ピピッ♪

●お知らせ機能ON

(残額が1,000円以下のとき。)

ピピピッ♪

定期券有効期間外の自動引き去り機能停止設定

PASPY定期券は、定期券有効期間外の自動引き去り機能を停止することができます。この機能を設定しておく、定期券の有効期間が過ぎているのに気付かず、アストラムライン・広電電車・バスなどをご利用になりカード内残額が減ってしまったということがなくなります。

ご希望の方は駅の窓口にてお申し付けください。

(※設定の変更もできます。)

●通常(購入時の設定)

有効期間外の定期券

利用区間の運賃を
自動で引き去ります。

●自動引き去り機能停止設定ON

有効期間外の定期券

入場できません。
窓口にお申し出ください。

残額・履歴の確認時の注意点とお願い

■再発行したカードの場合

再発行前の残額履歴は表示・印字されません。

■定期券の場合

定期券の区間内で乗り降りした履歴は表示されません。

■ご利用状況により一部確認できない場合があります。

改札機にしっかりタッチしていない場合等、印字できないことがあります。

10. 再発行

記名式PASPY・PASPY定期券は紛失しても再発行が可能です。

記名式PASPYとPASPY定期券は万一紛失しても再発行ができます。
もよりの取扱窓口にお申し出ください。なお、無記名PASPYは再発行できません。

再発行の流れ

- ① もよりのPASPY取扱窓口で所定の申込書にご記入のうえ、お申し込みください。
- ② 紛失カードの利用停止および再発行のための登録を行い、再発行整理票をお渡しします。

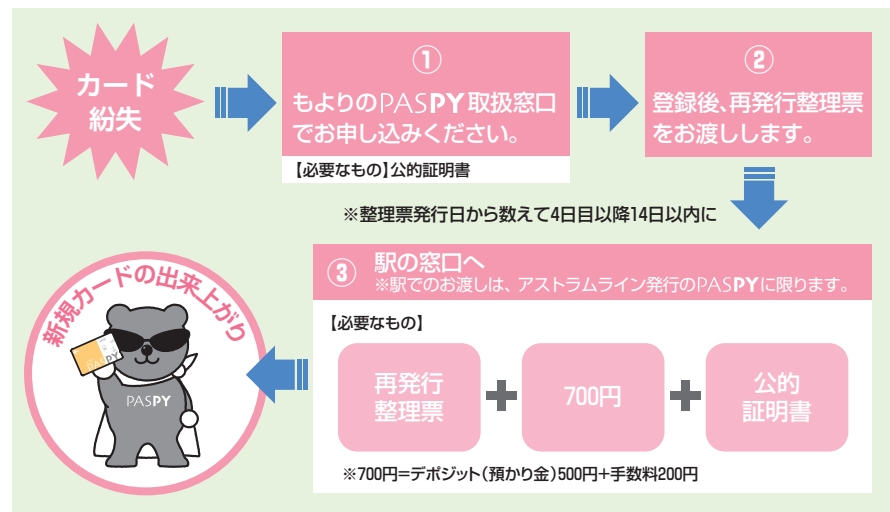
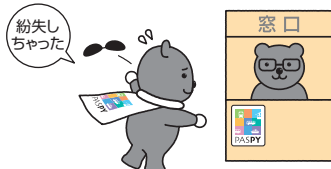
再発行整理票は再発行が完了するまで大切に保管してください。

- ③ 再発行整理票と引き換えに再発行カードをお渡しします。

整理票発行日から数えて4日目以降14日以内に駅の窓口へお越しください。

14日を過ぎた場合は、再度お申し込みください。

PASPY定期券は、県庁前、新白島、大町、広域公園前の4駅で受け取りとなります。



再発行お申し込み時の注意とお願い

- PASPY定期券は、県庁前駅、新白島駅、大町駅、広域公園前駅の窓口で即時再発行が可能です。ただし、カード内残額の積み替えは整理票発行日から数えて4日目以降14日以内に県庁前駅、新白島駅、大町駅、広域公園前駅の窓口で行いますので、お渡ししたPASPYと再発行整理票をお持ちください。

※紛失されたPASPYの残額を積み替える際、残額が20,000円を超える場合は積み替えできません。

- 再発行整理票は再発行手続きが完了するまで大切に保管してください。

- 紛失登録および再発行カードの受け取りの際は、ご購入時の登録情報を確認しますので、免許証等の公的証明書の提示をお願いします。

- 紛失登録の取り消しはできません。

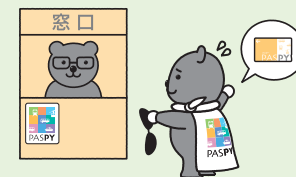
- 紛失登録を行ったカードは、たとえ登録後にカードが発見されてもご利用いただけません。

- 再発行時には、デポジット(預かり金)500円と手数料200円を現金で申し受けます。

- 紛失されたカードが発見された場合は、発行事業者の窓口へお持ちください。デポジット(預かり金)500円をお返しします。

- 紛失から再発行手続き完了までの間に生じた損害について事業者はその責を負わないものとします。

- <ひろぎん> PASPYについては広島銀行にお問い合わせください。



11. 払い戻し

PASPY が不要になったときは、払い戻すことができます。

払い戻しを行う駅の窓口でお取り扱いいたします。また、定期券のみを払い戻し、引き続き記名式PASPYとしてご利用いただくこともできます。

※アストラムラインのPASPYのみ取り扱います。

カードが不要になったとき

記名PASPY・無記名PASPYの場合

カード内残額から手数料を差し引いた金額と、デポジット500円を払い戻しいたします。

※記名PASPY・無記名PASPYの払い戻しは、本通、県庁前、城北、新白島、中筋、大町、上安、大原、広域公園前の9駅でお取り扱いいたします。

$$\text{お客様にお渡しする金額} = \text{カード内残額} - \text{払い戻し手数料 200円} + \text{デポジット 500円}$$

PASPY定期券の場合

定期券の払い戻し計算額とカード内残額の合計から手数料を差し引いた金額と、デポジット500円を払い戻しいたします。

※PASPY 定期券の払い戻しは県庁前、新白島、大町、広域公園前の4駅のみでお取り扱いいたします。

$$\text{お客様にお渡しする金額} = \text{定期券の払い戻し計算額} + \text{カード内残額} - \text{払い戻し手数料 200円} + \text{デポジット 500円}$$

※バスとの乗継定期券の払い戻し手数料は500円になります。



払い戻しをお願いします。

定期券のみが不要になったとき

カードは引き続き記名式PASPYとしてご利用いただけます。



PASPY 定期券



記名式 PASPY



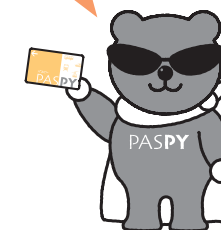
定期券のみ
払い戻し

定期券の払い戻し計算額から手数料を差し引いた金額を払い戻しいたします。

定期券を払い戻しても、カードはずっと使えるよ。

$$\text{お客様にお渡しする金額} = \text{定期券の払い戻し計算額} - \text{払い戻し手数料 200円}^*$$

※バスとの乗継定期券の払い戻し手数料は500円になります。



払い戻し時の注意点とお願い

- 払い戻しの際は公的証明書が必要です。
記名式PASPY、PASPY定期券の払い戻しの際は、ご本人確認のため免許証等の公的証明書が必要です。
- PASPY定期券はカード内残額のための払い戻しはできません。
- 払い戻し額が手数料以下の場合
「カード内残額」または「カード内残額と定期券の払い戻し計算額を合算した額」が払い戻し手数料以下の場合はデポジット500円のみお返しいたします。
上記の場合で「定期券の払い戻し計算額」が払い戻し手数料以下の場合は、「定期券の払い戻し計算額」は0円とみなし、計算します。
- PASPYに定期券情報が残っている場合は、有効期限が切れていても県庁前、新白島、大町、広域公園前の4駅でしかお取り扱いできません。

Q. PASPYが使用できません。どうしたらいいですか？

次のことをお試しください、それでもご利用いただけない場合は、駅係員までお申し出ください。

- ①改札機の読み取り部分へゆっくりと確実にタッチする。
- ②改札機とPASPYの間に、プリペイドカードや銀紙など、電波をさえぎるものがないか確認する。
- ③カード残額が不足していないか確認する。
- ④他のICカードと同時にタッチしていないか確認する。

Q. 結婚、引越しなどで名前、電話番号が変わった場合は？

駅の窓口にて登録情報の変更をいたします。
(アストラムライン発行のPASPYに限りです。)

※PASPY定期券の場合は、県庁前駅、新白島駅、大町駅、広域公園前駅の窓口にて登録情報の変更をいたします。

Q. PASPY定期券の有効期間が切れた後は、そのまま利用できますか？

記名式PASPYとしてご利用いただけます。なお、定期券の券面を消去することもできます。ご希望の方は県庁前駅、新白島駅、大町駅、広域公園前駅の窓口へお越しください。

Q. すでに使用しているPASPYに定期券機能を付けられますか？

アストラムラインの定期券は、アストラムラインの発行するPASPYであれば可能です。

Q. こどもPASPYはいつまで使用できますか？

こどもPASPYは、小学校卒業年度の3月31日までご利用いただけます。4月1日以降は使えなくなります。引き続きご利用いただく場合は、4月1日以降にもよりの駅窓口へお申し出ください。記名PASPY(大人用)に変更いたします。ただし、アストラムラインの定期券情報が残っている場合は県庁前、新白島、大町、広域公園前の4駅に限りです。

Q. 1枚のPASPYで複数人の利用はできますか？

PASPYで事前に複数人分の切符をご購入ください。
その場合、PASPY割引・乗継割引は適用されません。

Q. PASPYをJRの列車で利用できますか？

JRの列車ではご利用いただけません。
PASPYは、PASPYエリアでのみご利用可能です。

Q. 全国相互利用が可能な交通系ICカードへのチャージはできますか？

ICOCAを除く交通系ICカードは、アストラムラインではチャージが出来ません。JR西日本のICOCA エリア内の駅、駅近隣のコンビニエンスストア等、またはPASPYエリアの広電電車・バスなどでチャージを行ってください。
(※詳しくは14ページをご参照ください。)

くまぴーの教えて!?



パスピー

チャージ

ICカードにお金を入金することです。

※ICカード…ここではPASPYとICOCAのことをいいます。

自動券売機

無記名PASPYやキップを購入する機械です。
また、チャージや継続定期券(一部適用外)も購入することができます。

のりこし精算機

のりこし精算をする機械です。
また、チャージもすることができます。

13. 取扱規則

ICカード乗車券取扱規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、広島高速交通株式会社(以下「当社」といいます。))が、ICカードを媒体としたストアードフェアカード及び定期乗車券(以下「ICカード乗車券」といいます。))の利用者に提供するサービスの内容及利用者がそれらを受けるための条件を定めることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 当社及び「別表1-1」に定めるPASPY運営協議会の加盟事業者が発行するICカード乗車券(以下「PASPY乗車券」といいます。))による当社路線に係る旅客の運送等については、この規則の定めるところによりします。

2 当社路線において旅客の運送等を行うPASPY乗車券以外のICカード乗車券は「別表1-2」に定める社局(以下「相互利用他社局」といいます。))が発行するICカード乗車券(以下「相互利用他社局カード」といいます。))とし、取り扱いについては、この規則の定めるところによりします。なお、相互利用他社局カードのうち、西日本旅客鉄道株式会社が発行するもの(以下「ICOCA乗車券」といいます。))については、次の第1号から第4号の取り扱いを、またその他の社局が発行するものについては、次の各号のすべての取り扱いを行います。

- (1) 発売及び払い戻し
- (2) 紛失再発行及び障害再発行
- (3) 個人情報の更新・変更
- (4) 第25条に定める運賃の割引
- (5) チャージ及びチャージ控除
- (6) SF利用履歴の確認
- (7) 乗車券等との引換え
- (8) 自動精算機及び窓口での精算
- (9) サービス利用情報の変更
- (10) 自動改札機利用時を除くSF残額の確認

3 この規則に定められていない事項については、別に定めるものによりします。

(注)別に定めるものの主なものは、広島高速交通株式会社旅客営業規則(以下「営業規則」といいます。))があります。

(用語の意義)

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「当社路線」とは、当社の経営する軌道、鉄道をいいます。
- (2) 「PASPY」とは、SF機能のみを搭載したPASPY乗車券をいいます。
- (3) 「PASPY定期券」とは、券面に定期乗車券の表記を行ったものであって、定期乗車券機能のみ又は定期乗車券とSF機能を有するPASPY乗車券をいいます。
- (4) 「自動改札機」とは、ICカード乗車券等の改札を行う改札機をいいます。
- (5) 「SF(ストアードフェア)」とは、ICカード乗車券に記録される金銭的価値で、専ら旅客運賃の支払いや乗車券等との引換えに充当するものをいいます。
- (6) 「チャージ」とは、ICカード乗車券に入金してSFを積み増しすることをいいます。
- (7) 「デポジット」とは、返却することを条件に収受するICカード乗車券の利用権の代価をいいます。
- (8) 「乗車券等」とは、ICカード乗車券用の自動券売機により発売する営業規則に定める乗車券類及び入場券をいいます。

(契約の成立時期及び適用範囲)

第4条 ICカード乗車券による契約の成立時期は、ICカード乗車券を購入したときとします。

2 個別の運送契約の成立時期は、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします(PASPY定期券における定期乗車券部分を除きます。))。また、第9条第2項の規定により乗車券等との引換えに使用する場合には、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けたときとします。ただし、その成立について別段の意思表示があった場合を除きます。

3 前各項の規定によらずに契約の成立した時以後における取り扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとします。この場合、第9条第2項の規定により引換えられた乗車券等に係る取り扱いも、営業規則の定めによるものとします。

(規則等の変更)

第5条 この規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

2 この規則が改定された場合、以後のICカード乗車券による旅客の運送等については、改定された規則の定めるところによりします。

(個人情報の取り扱い)

第6条 ICカード乗車券に係る個人情報については、別に定める規定により取り扱います。

(旅客の同意)

第7条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(取扱区間)

第8条 ICカード乗車券の取扱区間は、当社路線の全区間とします。

(使用方法)

第9条 ICカード乗車券を用いて乗車するときは、自動改札機による改札を受けて入場し、同一のICカード乗車券により自動改札機による改札を受けて出場しなければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、ICカード乗車券(定期乗車券の機能のみを持つPASPY定期券を除きます。))は自動券売機によって乗車券等と引換え又は自動精算機によって精算することができます。

3 前項の場合であって、ICカード乗車券のSF残額が、引き換える乗車券等に相当する額又は精算に相当する額に満たない場合は、別に現金を当該自動券売機又は当該自動精算機に投入することにより、乗車券等と引換え又は精算することができます。

4 前各項の場合、SF残額は10円単位で旅客運賃等に充当します。

(制限事項等)

第10条 1回の乗車につき、2枚以上のICカード乗車券を同時に使用することはできません。

2 入場時に使用したICカード乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該ICカード乗車券で再び入場することはできません。

3 次の各号の一に該当する場合には、ICカード乗車券は直接自動改札機で使用するすることができます。

- (1) 入場時にSF残額が10円未満のとき(PASPY定期券の券面に表示された有効期限内で券面表示区間内から入場する場合を除きます。))
- (2) 出場時にSF残額が減額する運賃相当額に満たないとき
- (3) ICカード乗車券の破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるICカード乗車券の内容の読み取りが不能となったとき
- 4 乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。
- 5 他の乗車券と併用して使用することはできません。
- 6 記名式ICカード乗車券をその記名人以外が使用することはできません。
- 7 偽造、変造又は不正に作成されたICカード乗車券を使用することはできません。

(制限又は停止)

第11条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがあります。

- (1) 発売又は再発行等の箇所・枚数・方法の制限若しくは停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入出場方法若しくは乗車する電車等の制限
- 2 本項の規定による制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に提示します。
- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。

(ICカード乗車券の種類)

第12条 当社で利用できるICカード乗車券の種類は、PASPY乗車券については「別表2-1」、相互利用他社局カードについては「別表2-2」に定めるものとします。

(PASPY乗車券の所有権)

第13条 当社が発行したPASPY乗車券の所有権は当社に帰属します。

2 PASPY乗車券が必要となったとき及びそのPASPY乗車券を使用する資格を失ったときは、PASPY乗車券を返却しなければなりません。

3 当社の都合により、当社発行のPASPY乗車券を予告なく交換することがあります。

(デポジット)

第14条 当社はPASPY乗車券を発売するにあたり、ICカードを旅客に貸与するものとし、この場合、ICカード1枚につきデポジット500円を収受します。

2 前項に関わらず、デポジットの額を変更する場合があります。

3 旅客がPASPY乗車券を返却したときは、第15条第2項、同条第3項、第28条、第32条第2項、第45条及び第49条第2項に定める場合を除き、当社はデポジットを返却します。

4 デポジットは旅客運賃等に充当することはできません。

(PASPY乗車券の失効)

第15条 カードの発行、交換、SFの使用、SFのチャージ又はPASPY定期券の発売若しくは更新のいずれかの取り扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これら

の取り扱いが行われない場合で、当社が特に定めた場合にはPASPY乗車券を失効させることがあります。

- 2 前項にかかわらず、遺失物の法を適用を受け、公告期間を経過した記名式のPASPY乗車券は失効します。
- 3 前各項により失効したICカードのSF及びデポジットの返却を請求することはできません。

(チャージ)

第16条 旅客はICカード乗車券に、各駅の窓口、自動券売機又は自動精算機により、所定の金額をチャージすることができます。

2 ICカード乗車券のチャージ額は、「別表3」に定めるいずれかの額をチャージすることができます。

(SF残額の確認)

第17条 旅客は、ICカード乗車券のSF残額を自動券売機、自動精算機又は自動改札機により確認することができます。

(SF利用履歴の確認)

第18条 旅客はICカード乗車券の利用履歴を自動券売機により次の各号に定めるとおり確認することができます。

- (1) 利用履歴の内容は、SFを使用して乗車し、精算し、又は乗車券等との引換えを行った場合の取扱月日、取扱箇所及びSF残額とします。
- (2) 利用履歴は、最近の利用履歴から最大20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。
- (3) 正常に処理されなかった場合の利用履歴は確認できません。

第2章 PASPY(SF)

(所持資格)

第19条 PASPYの所持資格は「別表4-1」に定めます。

(発売)

第20条 記名式PASPYの購入は別に定める申込書に必要事項を記載し、各駅の窓口に提出しなければなりません。

- 2 こともPASPYの購入にあたっては、生年月日を確認するため、公的証明書等を示しなければなりません。
- 3 大人割引PASPY、子ども割引PASPYの購入にあたっては身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は営業規則に定める旅行証明書のいずれかを提示しなければなりません。
- 4 第3項に定める割引PASPYの利用にあたっては、同項に定める手帳又は証明書を携帯し、係員の請求があったときは提示しなければなりません。
- 5 無記名PASPYは、各駅の自動券売機及び窓口で発売します。

(発売箇所)

第21条 当社が発行するPASPYは、当社の各駅又は当社が指定する箇所が発売します。

(発売額)

第22条 PASPYの発売額は2,000円(デポジット500円を含む。))です。

2 前項の規定にかかわらず、発売額を変更して発売することがあります。

(更新期限)

第23条 PASPYの更新期限は「別表4-1」に定めるものとし、更新手続きは各駅の窓口又は当社が指定する窓口において受け付けます。

2 前項に規定するPASPYの更新に関する手数料は収受しません。

(運賃の減額)

第24条 ICカード乗車券を第9条第1項の規定により使用する場合、出場時に当該乗車区間の片道普通旅客運賃をSFより減額します。この場合、小児用ICカード乗車券及び子ども割引PASPYにおいては小児の片道普通旅客運賃を、大人割引PASPYにおいては特定割引適用者の片道普通旅客運賃を、その他のICカード乗車券においては、大人の片道普通旅客運賃を減額します。

(運賃の割引)

第25条 自動改札機を利用して直接PASPYのSFから運賃を減額する場合、片道普通旅客運賃から10%を割り引いて10円単位に切り上げた割引(以下「PASPY割引」といいます。))後、運賃を減額します。

2 第9条第2項及び第3項により乗車券等と引換え又は精算を行った場合は、前項の割引は適用しません。

3 第1項に定めるもののほか、PASPYの利用に対しては、営業規則第79条及び第

80条を準用し、運賃の割引を行うことがあります。

(再印字)

第26条 記名式PASPYは、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。

2 券面表示事項が不明となった記名式PASPYについて、旅客は各駅の窓口又は当社が指定する窓口で、券面表示事項の再印字を請求することができます。

(効力)

第27条 ICカード乗車券を第9条第1項の規定により使用する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 当該乗車区間において、片道1回の乗車に限り有効なものとします。この場合、記名式ICカード乗車券にあっては、1枚をもって券面に記載された1人に限るものとします。ただし、小児及び割引対象となる方が、無記名ICカード乗車券から大人の片道普通旅客運賃を減額することを承諾して使用する場合は、1枚をもって1人が使用することができます。
- (2) 特定割引適用者の介護者又は付添人が使用するICカード乗車券は、特定割引適用者と共に乗車する場合に限り有効なものとします。
- (3) 途中下車の取り扱いはありません。
- (4) 入場後は、当日に限り有効とします。

(無効となる場合)

第28条 ICカード乗車券は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収します。この場合、デポジットは返却しません。

- (1) 第10条第5項の規定に違反して乗車した場合
- (2) 旅行開始後のICカード乗車券を他人から譲り受けで使用した場合
- (3) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
- (4) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 前項によるほか、小児用ICカード乗車券、大人割引PASPY及び子ども割引PASPYにあっては、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収します。
- (1) 記名人以外の方が使用した場合
- (2) 券面表示事項が不明となったICカード乗車券を使用した場合
- (3) 使用資格・氏名・年齢を偽って購入したICカード乗車券を使用した場合
- (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
- 3 第1項第1号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。
- 4 偽造、変造又は不正に作成されたICカード乗車券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の収受等)

第29条 前条第1項又は第2項の規定により、ICカード乗車券を無効として回収した場合(同条第4項において準用する場合を含む。))は、旅客の乗車駅からの区間に対する片道普通旅客運賃と、その2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

2 前項の規定により旅客運賃・増運賃を収受する場合において、旅客の乗車駅が判明しない場合は、当該電車の始発駅から乗車したものと取り扱います。

(紛失再発行)

第30条 PASPYは次の各号の条件を満たす場合に限り、PASPY乗車券取扱窓口にて、紛失あるいは盗難にあったPASPYの使用停止措置を行い、各駅の窓口又は当社が指定する窓口で再発行を行います。

- (1) 記名式PASPYであること。
- (2) 旅客が別に定める申込書を提出したとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の提示により、再発行を請求する旅客が当該PASPYの記名人本人であることを証明できること。
- (3) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報がPASPYセンタースystemに登録されていること。
- (4) 再発行を行う前に、PASPYの処理が可能な全ての機器に対して当該PASPYの使用停止措置が完了していること。
- 2 前項の規定により再発行の取り扱いを行う場合は、PASPY1枚につき再発行手数料200円とデポジット500円を現金で収受します。
- 3 再発行は使用停止手続日から数えて4日目以降14日以内に、再発行時点でのSF残額により行います。
- 4 使用停止手続を受けた後、これを取り消すことはできません。
- 5 第1項及び第2項の取り扱いを行った後に、紛失したPASPYを発見した場合は、旅客はこれを各駅の窓口又は当社が指定する窓口差し出して、デポジットの返却を請求することができます。ただし、当該PASPYとともに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により記名人本人であることを証明したときに限ります。

(当社の免責事項)

第31条 紛失又は盗難にあったPASPYの使用停止措置が完了するまでの間に、当該PASPYの払い戻しやSFの使用等で生じた損害等については、当社はその責めを

別表1-1（第2条 PASPY運営協議会加盟事業者）

PASPY運営協議会加盟事業者名	
広島電鉄株式会社	備北交通株式会社
広島バス株式会社	鞆鉄道株式会社
広島交通株式会社	株式会社中国バス
中国ジェイアールバス株式会社	広島高速交通株式会社
芸陽バス株式会社	(順不同)
※旧呉市交通局が発行したPASPYについては広島電鉄株式会社発行のものとして取り扱います。	

別表1-2（第2条 相互利用他社局）

相互利用他社局名	
北海道旅客鉄道株式会社	株式会社バスモ
東日本旅客鉄道株式会社	東京モノレール株式会社
東京臨海高速鉄道株式会社	株式会社名古屋交通開発機構
株式会社エムアイシー	東海旅客鉄道株式会社
株式会社スルッとKANSAI	西日本旅客鉄道株式会社
福岡市交通局	株式会社ニモカ
九州旅客鉄道株式会社	(順不同)

別表3（第16条 チャージ額）

取扱窓口	1回当たりのチャージ取扱額
駅窓口	1,000円単位でチャージすることができる。 ただし、1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。
自動券売機	1,000円、2,000円、3,000円、4,000円、5,000円、10,000円
自動精算機	ただし、1枚あたりのSF残高は20,000円を超えることはできない。

※相互利用他社局カード（ICOCA乗車券を除く）に対しては、チャージは行いません。

別表2-1（第12条 ICカード乗車券の種類: PASPY乗車券）

種 類		対 象
PASPY	無記名PASPY	一般大人の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
	記名PASPY	
	こどもPASPY	小児の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
	大人割引PASPY	割引適用者及び介護者若しくは付添人の方を対象としたSF機能を持つ乗車券
	こども割引PASPY	小児割引適用者及び小児の介護者の方を対象としたSF機能を持つ乗車券 ※当社ご利用時は営業規則に定める小児の扱いとなります。
PASPY定期券	通勤定期券	
	大人用	大人の方を対象とした定期券 SF機能を有する場合は大人の方を対象としたSF機能を持つ。
	小児用	小児の方を対象とした定期券 SF機能を有する場合は小児の方を対象としたSF機能を持つ。
	障害者割引用	割引適用者及び介護者の方を対象とした定期券 SF機能を有する場合は割引適用者及び介護者の方を対象としたSF機能を持つ。
	学生定期券	
	大人用	大人の学生を対象とした定期券 SF機能を有する場合は大人の方を対象としたSF機能を持つ。
	小児用	小児の学生を対象とした定期券 SF機能を有する場合は小児の方を対象としたSF機能を持つ。
	障害者割引用	割引適用者の学生を対象とした定期券 SF機能を有する場合は割引適用者の方を対象としたSF機能を持つ。

別表2-2（第12条 ICカード乗車券の種類:相互利用他社局カード）

発行社局名	種 類	備 考
北海道旅客鉄道株式会社	Kitaca乗車券及びKitaca定期乗車券	SF機能を有しないICカード乗車券、特定割引を適用して発売したICカード乗車券及び特定割引を適用して発売した鉄道定期乗車券を搭載したICカード定期券を除く。
株式会社バスモ	PASMO及びPASMO定期券	
東日本旅客鉄道株式会社	Suica乗車券及びSuica定期乗車券	
東京モノレール株式会社	モノレールSuica乗車券及びモノレールSuica定期乗車券	
東京臨海高速鉄道株式会社	りんかいSuica乗車券及びりんかいSuica定期乗車券	
株式会社名古屋交通開発機構	マナカ及びマナカ定期券	
株式会社エムアイシー	manaca及びmanaca定期券	
東海旅客鉄道株式会社	TOICA及びTOICA定期券	
株式会社スルッとKANSAI	PiTaPaカード及び地方公共団体等乗車証付IC乗車券	
西日本旅客鉄道株式会社	ICOCA及びICOCA定期乗車券	
福岡市交通局	はやかけん及びはやかけん定期券	
株式会社ニモカ	nimocaカード及びnimoca定期乗車券	
九州旅客鉄道株式会社	SUGOCA乗車券及びSUGOCA定期券	

別表4-1（第19条及び第23条 PASPYの所持資格及び更新期限）

種 類		所持資格	更新期限
PASPY	無記名PASPY	なし	なし
	記名PASPY	中学生以上の方	なし
	こどもPASPY	小学生以下の方	満12才の誕生日後に迎える3月31日まで (誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日後の3月31日まで)
	大人割引PASPY	中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及びその介護者。 営業規則に規定する被介護者及びその付添人。	発売日(更新日)から2年
	こども割引PASPY	小学生以下の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及びその介護者。 営業規則に規定する被介護者。	満12才の誕生日後に迎える3月31日まで (誕生日が4月1日の場合は満11歳の誕生日後の3月31日まで)

別表4-2（第37条、第40条及び第41条 PASPY定期券の所持資格及び更新期限）

種 類		所持資格	更新期限
PASPY定期券	通勤定期券	大人用	中学生以上の方
		小児用	小学生以下の方
		障害者割引用	中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及びその介護者。
	学生定期券	大人用	当社が指定する学校に通学する中学生以上の方
		小児用	当社が指定する学校に通学する小学生以下の方
		障害者割引用	当社が指定する学校に通学する中学生以上の方で、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

※指定する学校とは学校及び教団施設指定取扱規程に定めます。